

## 法第2号物件 ー地下埋設管ー

### G 排水管（合併処理浄化槽の道路側溝接続管）

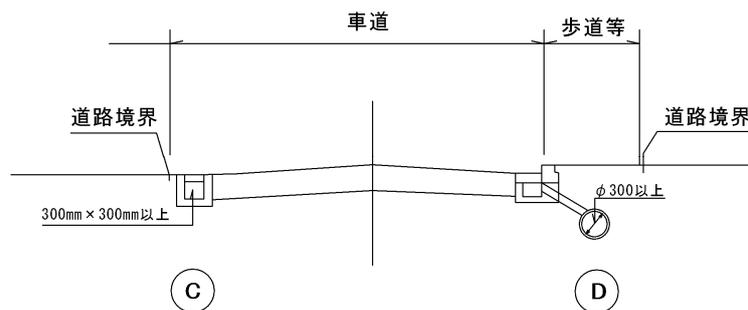
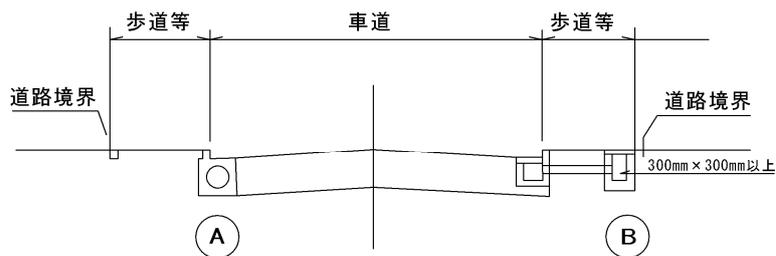
#### （方針）

生活上又は営業上やむを得ない場合で、次の各項のすべてに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 公共の河川、下水路等の放流先が付近にない場合
- 2 近い将来、公共下水道が整備される見込みがなく、かつ、他に放流先がない場合
- 3 次に該当する浄化槽である場合
  - (1) 原則として個人住宅に設置する合併処理浄化槽であること。ただし、個人住宅以外の施設であっても、合併浄化槽の大きさが10人槽以下であれば認めることができる。なお、個人住宅とは1つの戸建て住宅（持家、借家を問わない）をいう。また、1つの開発地で複数の戸建て住宅を建設し、排水を1つにまとめて放流する場合で排水量の合計が10人槽を超えるものであっても、排水管乱立防止の観点から、1戸の個人住宅に係る排水管と同様に扱う。
  - (2) 排水する道路側溝が、農業用水路と併用である場合には、用水管理者の承諾を得ていること。
  - (3) 排水管等の接続が、道路管理上支障ないこと。
  - (4) 群馬県浄化槽指導要綱に定める環境保全に関する誓約書を提出していること。
  - (5) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条第1項及び同法施行規則第1条の2の規定に適合しているものであること。

#### （位置）

- 1 原則として民地側に設置されている道路側溝（下図⑧及び⑨）及び歩道等に埋設されている排水管渠（下図⑩）で、側溝断面が300mm×300mm以上ある流末の確保が可能な側溝に接続すること。



- 2 道路を横断しての設置は認めない。

- 3 接続先がL型側溝の場合は、設置を認めない。
- 4 通常の雨量により道路浸水等が起こる箇所では認めない。
- 5 法敷又は道路余地に設置する場合は、将来の道路計画を勘案し、真にやむを得ないと判断されるもの限り認めるものとする。

(構造)

- 1 取付け管の口径は、内径100ミリメートル以下とすること。

(その他)

- 1 申請者及び市町村等に次の事項を確認すること。
  - (1) 当該地の下水道管の有無
  - (2) 他の放流先の有無
  - (3) 浸透式排水等宅地内処理の検討
  - (4) 下水道管の敷設時期
- 2 許可条件に次の事項を加えること。
  - (1) 大雨等においては、排水が流下できない場合があることを了解すること。
  - (2) 下水道が整備された場合には、道路側溝への排水管等は廃止し、現形復旧すること。
  - (3) 排水する道路側溝が汚れた場合には、自ら清掃すること。
- 3 合併浄化槽の排水管は、占用料を免除する。
- 4 単独浄化槽及び浄化槽の流末を除く家庭用雑排水については、原則として道路側溝への放流を認めない。ただし、公益上やむを得ない場合には、上記合併処理浄化槽に係る基準を準用し認めることができる。